平成２９年（フ）第１３８号
大阪府松原市河合２丁目438番地の４（606号）
債務者　鍼灸さろん北田こと　北田　智章
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉崎　泰広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４号
長崎県諫早市泉町21番18号　フォレストⅠ110号
債務者　村川　春子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯川　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月31日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
埼玉県加須市川口３丁目18番地３　Ｆｒｏｍ　Ｗ　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ　302号室、旧住所埼玉県久喜市桜田３丁目５番１－８－405
債務者　鏑木　政明
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９８号
新潟県妙高市栗原３丁目６番23号　Ｔ・Ｆアイランド105号、住民票上の住所新潟県糸魚川市蓮台寺２丁目５番19号　シティハイツやまと202号
債務者　野口　　誠
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝日　　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第８３２号
大阪府枚方市高田２丁目７番１－302号
債務者　殿所　崇宏
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　聡史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５号
宮崎市田野町甲5313番地口号
債務者　吉岡　高明
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯野　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５３５０号
大阪市淀川区三津屋南１丁目15番３－302号
債務者　宮**崎**喜久子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７３６号
大阪府吹田市上山手町29番19－203号
債務者　田中　浩子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏太
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６号
山形県天童市東久野本２丁目６番25号　パークハイツグリーン　103号
債務者　菅原みなみ
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
山形市双月町２丁目４番27号　ダイヤモンドメゾン双葉　104号
債務者　佐**藤**　暁史
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３号
愛知県岡崎市赤渋町字上河原35番地２　スターライトハイム　β－103
債務者　近藤　剛太
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前11時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５３８号
大阪府東大阪市西岩田４丁目３番55号ソレアード403号
債務者　渡辺　政人
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２９号
大阪府門真市末広町40番６号　石井ビル403号、前住所大阪府門真市末広町35番22号　東口ハイツ102号
債務者　瀬戸口明美
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６３号
大阪市旭区太子橋３丁目８番１－1105号
債務者　帆足　和美
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８７号
大阪市大正区鶴町２丁目12番３－402号
債務者　荒山　信香
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６６２号
大阪市生野区小路２丁目１番１号　オレンジハウス小路　601
債務者　藤原　雅和
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部